

脱炭素化設備等導入促進支援事業

「よくあるご質問」

脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金 編

(省エネ・再エネ設備導入等に係る補助金)

1. 補助対象者について
2. 補助対象経費について
3. 申請について

1. 補助対象者について

Q-1 補助対象者は？

それぞれ、次のすべての条件を満たす者が対象です。

省エネルギー設備または再生可能エネルギー設備及び蓄電池設備を導入等する事業者

- ① 次のア～ウのいずれかの省エネ診断を受診していること。
 - (ア) 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
 - (イ) 市内電気工事事業者等が実施する簡易省エネ診断
 - (ウ) エネルギーの地産地消促進事業連携協定締結事業者が実施する、エネルギーの地産地消事業に係る省エネ診断
- ② 中小企業者(中小企業基本法第2条に規定するもの)または個人事業主であること。
なお、みなし法人やその他の私法人(社会福祉法人や医療法人等)についても、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同数又はそれ以下の場合は当該企業者として扱います。
- ③ 市内に事業所を有すること。
- ④ ③に掲げる市内事業所に設備を導入すること。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
- ⑥ 宗教・政治団体等でないこと。
- ⑦ 市税を滞納していないこと。

再生可能エネルギー設備及び蓄電池設備を設置等する事業者

- ① 中小企業者(中小企業基本法第2条に規定するもの)または個人事業主に対して、再生可能エネルギー設備や蓄電池設備を設置もしくはリースする事業者であること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
- ③ 宗教・政治団体等でないこと。
- ④ 市税を滞納していないこと。(尼崎市外に立地する事業者の場合は、当該立地先自治体の市税を滞納していないこと)

Q-2 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とは？

中小企業基本法に基づく以下のいずれかの要件に該当する法人のこと。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（下記3業種 以外の業種）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

Q-3 省エネ診断の受診は必ず必要になりますか？

省エネルギー設備（空調や照明設備等）を導入する場合は、既存設備の運用改善とも深く関係することから、必ず事前に省エネ最適化診断を受診してください。

ただし、再生可能エネルギー設備及び蓄電池設備を導入する場合は、診断の受診は不要です。

なお、省エネ設備については、受診結果に基づかない設備導入等（省エネ診断を受診していない、または本市の指定外の診断を受診した等）は事業者独自の取組として補助対象外になりますので、ご注意ください。

Q-4 省エネ最適化診断を他の実施機関で独自に受診し、その診断結果に基づいて設備を導入等する場合は補助対象になりますか？

対象になりません。補助対象となる診断実施機関は、Q-1-①のア～ウに掲げるいずれかの機関のみとなります。それ以外の機関で実施された省エネ診断は、内容の如何に関わらず、補助対象外となります。

Q-5 令和4年度に省エネ最適化診断を受診し、省エネ設備の導入補助金の交付を受けています。この場合、令和5年度も補助対象となりますか？

今年度当初募集では、令和5年度に初めて申請される方のみ受付をいたします。10月1日以降、予算枠に余裕がある場合に限り、2次募集を行います。2次募集では令

令和4年度に省エネ最適化診断の受診および補助金の交付を受けた方も補助対象とする予定です。ただし、10月1日までに予算上限に達した場合は、2次募集は実施しません。

Q-6 令和4年度に省エネ最適化診断を受診しましたが、期間内での納品が間に合わない等の理由で省エネ設備の導入までには至っていません。この場合、令和5年度は対象になりますか？

令和4年度に脱炭素化アドバイザー派遣事業を利用して省エネ最適化診断を受診し、且つ同年度中に省エネ設備の導入等が完了していない事業者については、令和5年4月1日以降に設備導入等を行った場合に限り、補助対象とします。

Q-7 リース会社も補助対象になりますか？

再生可能エネルギー設備及び蓄電池設備の導入のみ補助対象となります。ただし、リース料金の低減措置が行われるなど、契約先となる中小企業者等に補助金相当分が還元されていることが条件になります。

Q-8 個人事業主ですが尼崎市外在住です。対象となりますか？

お住まいが尼崎市外でも、申請者が代表者として営む事業所（店舗、工場、事務所等）が尼崎市内在れば対象となります。（ただし、Q-1に掲げるほかのすべての要件を満たすことが必要です）

Q-9 尼崎市内に複数の事業所を展開していますが、事業所ごとに申請できますか？

できません。1事業者につき1事業所のみ申請となりますので、実施施設を十分に精査し申請してください。

Q-10 社会福祉法人や医療法人、一般社団・財団法人等の各種私法人は対象となりますか？

医療法人、社会福祉法人などは中小企業基本法に基づく中小企業者には該当しませ

んが、本事業ではサービス業とみなし、当該業種の中小企業としての要件(資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下)を満たす場合は対象となります。(ただし、Q-1 に掲げるほかのすべての要件を満たすことが必要です)

Q-11 医師、士業は対象となりますか？

確定申告において事業収入として計上されており、Q-1 に掲げる補助対象条件を満たす場合は、個人事業主として対象になります。

一方、給与収入等で計上されている場合は、個人事業主ではなく、勤務先との雇用関係があるとみなされるため、対象にはなりません。

また、各士業法人については、Q-2 に記載のサービス業とみなし、条件を満たすは中小企業者として対象になります。

なお、事業収入と給与収入の両方の収入があるケースについては、収入の合計額に対して事業収入が5割以上を占めている場合は、特例的に個人事業主として取り扱います。

Q-12 定まった事業所をもたない個人事業主（いわゆるフリーランス）ですが対象になりますか？

「脱炭素化の取組」を行う事業所が特定できないため、対象にはなりません。

Q-13 自宅兼本社・事務所・店舗等に設備を導入する場合、補助の対象になりますか？

当該建屋のうち、事業用途に供する部分のみ補助対象となります。具体的には事務所部分や店舗部分への設備導入のみが補助対象となります。居室部分（リビングやダイニング、寝室、風呂、洗面所、トイレ等）は補助の対象とはなりません。

なお、提出された補助金交付申請書類で、事業用部分と居室部分が明確に区分されていることが確認できない場合、設置図面や建屋や室内全体の現況写真など追加での書類提出を求めることがあります。

2. 補助対象経費について

Q-14 どのような設備が補助の対象になりますか？

再生可能エネルギー設備及び蓄電池設備または省エネ設備の導入が対象となります。具体的には、再エネ設備については太陽光、風力、水力、波力、バイオマス、地熱、地中熱、太陽熱、雪氷熱、空気熱、潮汐、潮流のいずれかの発電設備、省エネ設備については、高効率空調設備及びLED照明設備、デマンド監視システム、ボイラー設備等が対象となります。

ただし、省エネ設備については、Q-1-①に掲げるいずれかの省エネ診断を受診し、その診断結果に基づく設備の導入のみが補助対象となります。

Q-15 設備導入にかかる設計費や工事費用等も対象になりますか？

設備導入に必要な設計費や工事費として認められる場合は、補助対象になります。

Q-16 自宅を兼ねた事業所の場合、居住部分への設備導入も補助対象経費とになりますか？

対象経費とは認められません。自宅兼事業所（事務所、店舗等）の場合、事業所に係る部分への設備導入のみ補助対象経費として扱います。

なお、本補助金は“事業者”に対する補助事業であるため、事業所部分と居住部分が明確に区別されていない場合、居住部分と扱うことになり補助対象とできません。

また、提出された申請書類で事業所部分への設備導入であることが確認できない場合は、設置図面や室内全体の現況写真など追加での書類提出を求めることがあります。

Q-17 他の補助金との併用は可能ですか？

併用は可能です。ただし、併用しようとする他の補助金が国庫補助金を財源にしている場合は併用できませんので、必ず事前にご確認をお願いします。

なお、併用する場合は、補助対象経費の合計額から併用する他の補助金額を控除したものが補助対象経費の合計額となります。

例) 補助対象経費 2,000 千円、他補助金 1,000 千円の場合、本市補助金の補助対象経費は $2,000 \text{ 千円} - 1,000 \text{ 千円} = 1,000 \text{ 千円}$ 補助額は $1,000 \text{ 千円} \times 2/3 = 666 \text{ 千円}$

Q-18 再生可能エネルギー設備と省エネルギー設備の併用はできますか？

併用できます。必要な補助対象要件を満たす場合は、それぞれの補助限度額まで申請が可能です。

Q-19 オンサイトPPAモデルとは？

発電事業者が需要家（中小企業者等）の敷地内の屋根や遊休地に発電事業者の費用で太陽光発電設備を設置して発電を行い、需要家（中小企業者等）は発電事業者から有償で必要な再エネ電力を購入して自家消費する仕組みのことで、「第三者所有」モデルとも言われます。

3. 申請について

Q-20 補助金はどのように申請すればよいですか？

Q-1-①に掲げる各種省エネ診断を受診後に、報告書が発行されます。本補助金申請には、報告書の写しが必要になりますので、報告書の受領後に、他の必要書類を添えて申請してください。

なお、補助金の申請は、必ず事業に着手（設備の購入及び設置等）する前に行ってください。市から交付決定通知を受ける前に事業に着手した場合は対象外になりますので十分に注意してください。

Q-21 申請書の提出期限は？

令和6年2月29日（木）までとなります。

ただし、Q-27に記載の条件に合致する必要がありますので、スケジュール等には十分に余裕を持って事業計画を策定してください。

Q-22 申請は先着順ですか？

先着順に受付します。予算の上限に達し次第、受付は終了となります。

Q-23 補助金交付申請に必要な書類と提出先は？

下記の提出書類を郵送もしくは持参してください。

【提出書類】

- ① 炭素化設備等導入促進支援事業補助金交付申請書（第1号様式）※宣誓・同意書含む
- ② 事業計画書（第1号様式の2）
- ③ 収支予算書（第1号様式の3）
- ④ 設置する設備等の明細書及び取得（予定）価格を明らかにする書類（見積書等）
- ⑤ 設置する設備等の製品カタログ等
- ⑥ 設備等設置場所の現況写真
- ⑦ 省エネ最適化診断報告書または簡易省エネ診断報告書もしくはエネルギーの地産地消事業に係る省エネ診断報告書の写し（対象事業が再生可能エネルギー設備を導入等する場合を除く）
- ⑧ 履歴事項全部証明書の写し（発行6カ月以内のもの）[法人の場合]

- ⑨ 代表者本人確認書類の写し（有効期限内のもの）〔個人の場合〕
- ⑩ サービス料金の低減等により、中小企業者等に還元されていることが確認できる見積書等の写し（太陽光発電設備及び蓄電池の設置事業者が補助対象者の場合のみ）

※上記書類のみで補助対象要件の充足性が判断できない場合は、追加での書類提出をお願いすることがあります。

【提出先】

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 事業課

〒660-0881 尼崎市昭和通 2-6-68 尼崎市中小企業センター4階

Q-24 宣誓・同意書は必ず提出しないとイケないのですか？

提出は必須です。補助対象要件を満たしていることや、提出書類に虚偽がないこと等を宣誓いただく必要があり、また、申請者の尼崎市税の納税状況を本市が調査することに同意いただく必要があるためです。

なお、尼崎市税の納税状況については、納期到来分に未納がある場合は補助金をお支払いすることができません。その場合、納付したことが確認できるまでは申請事務手続きは中断となります。手続き中断中に予算上限に達した場合は、補助金をお支払いできない恐れがありますのであらかじめご承知おきください。

Q-25 尼崎市税に未納がある場合、どうしたらよいですか？

お手元に納付書がある場合は、当該納付書にてお支払いください。納付書がお手元にない場合は、納税課（06-6489-6274）までご連絡いただき、納付書の再発行手続きなどを行ってください。

一括での納付が困難な場合は、分納整理（分割しての納付）も可能です。分納整理を希望される場合も、納税課までご連絡ください。

なお、納付後、システムに反映されるまで1~2週間の期間を要します。その間は納付確認がとれないため、申請事務手続きは中断となります。円滑な審査事務のためにも、自社の納税状況について把握を行い、適切な対応を取っていただきますよう、お願いいたします。

Q-26 本人確認書類は何を提出すれば良いですか？

次のいずれかをご提出ください。(いずれも顔写真が貼付されていること)

- 運転免許証または運転経歴証明書(両面)
- マイナンバーカード(表面)
- パスポート(氏名・生年月日・現住所の記載があるもの)
- 在留カード・特別永住者証明書
- そのほか官公庁が発行する顔写真が貼付された各種証明書

Q-27 交付決定通知書が届きました。この後はどうすればよいですか？

省エネ設備や再エネ設備の導入(発注や設置工事等)の着手及び導入完了後の支払い手続きを進めてください。

なお、交付決定通知書が届く前に着手した場合、補助の対象となりませんので十分にご注意ください。(発注書や納品書、請求書等の書類は必ず交付決定通知書の日付よりも後日となっていることが必要です)

Q-28 交付申請時は、省エネ設備費を150万円で申請しましたが、設備費の値上げ等により180万円になることが判明しました。この場合、そのまま設置工事を進めてもよいですか？

工事前に、補助金交付変更申請書(第4号様式)の提出が必要となります。当初申請時の各経費区分(今回でいうと設備費)の10%以内の増額の場合、変更申請書は不要ですが、今回は $180\text{万円} \div 150\text{万円} = 120\%$ で、20%の増額となるため、変更申請書の提出が必要となります。

Q-29 交付申請時は、省エネ設備費を150万円で申請しましたが、値引きにより130万円になることが判明しました。この場合、そのまま設置工事を進めてもよいですか？

補助対象経費の減額の場合は、変更申請書の提出は不要です。そのまま工事を進めてください。

Q-30 LED照明の設置として交付申請を行いました、空調の設置に工事内容を変更したいです。その場合どうすればよいですか？

工事着手前に変更申請書を提出してください。あわせて、変更内容が確認できる書類も提出してください。

なお、省エネ設備の導入は、省エネ診断にて改善提案のあった設備のみに限ります。今回のLED照明→空調への変更の場合、省エネ診断で空調の診断も実施し、改善提案を受けている必要があります。

Q-31 交付申請時から代表者（社長）が変更になりました。どうすればよいですか？

変更申請書を提出してください。あわせて履歴事項全部証明書の写しなど、代表者が変更になったことが確認できる書類も提出してください。

Q-32 補助金請求時に必要な書類は？

下記の提出書類を郵送もしくは持参してください。

【提出書類】

- ① 炭素化設備等導入促進支援事業実績報告書兼請求書（第6号様式）
- ② 事業実績書（第6号様式の2）
- ③ 収支決算書（第6号様式の3）
- ④ 領収書など、補助対象経費の支払いが完了したことを確認できる書類の写し
- ⑤ 設備等設置後の現況写真
- ⑥ サービス料金の低減等により、中小企業者等に還元されていることが確認できる契約書等の写し（太陽光発電設備及び蓄電池の設置事業者が補助対象者の場合のみ）
- ⑦ 本制度以外の補助金を併用（国庫補助事業を除く）している場合は補助金額等の確認できる書類
- ⑧ 補助金振込先口座情報（金融機関名・母支店名・口座種別・口座番号・口座名義・カナ）の確認できる書類（通帳の写し等）

※上記書類のみで補助対象要件の充足性が判断できない場合は、追加での書類提出をお願いすることがあります。

Q-33 当座預金口座のため、通帳がありません。口座情報が確認できる書類は何を提出すれば良いですか？

補助金の支払には、振込先となる金融機関名、支店名、口座種別、口座カナ名義、口座番号の確認が必要になるため、金融機関が発行する、当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳等の写しをご提出ください。

Q-34 ネットバンキングのため、通帳がありません。口座情報が確認できる書類は何を提出すれば良いですか？

金融機関名、支店名、口座カナ名義、口座種別、口座番号が確認できる画面のスクリーンショットなどを印刷してご提出ください。

Q-35 「補助対象期間中に手続きがすべて完了していること」とあるが、どのような状態のことを言いますか？

補助対象期間内（令和6年1月31日まで）に、設備等の発注（契約）、納品（工事等の完了）、代金の支払い（領収書等の受領）までが完了しており、かつ尼崎市に対して事業の実績報告及び補助金交付請求書の提出までのすべての事務手続きが終了している状態のことを言います。

Q-36 補助金は請求してからどれくらいで振り込まれますか？

設備導入補助金については、すべての対象事業が事業完了（購入等代金の支払完了を含む）した後、事業実績報告書兼請求書にて請求することができます。

なお、補助金は、市が事業実績報告書兼請求書を受理してから1ヵ月程度で指定された口座に振り込まれます。（目安であり、1ヵ月以上の期間を要する場合があります。）

令和5年 6月 1日 制定

令和5年 6月 14日 改定

令和5年 6月 19日 改定

令和5年 12月 21日 改定